

秋田県告示第158号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 (1) 処分をした年月日
平成29年2月16日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
こだま技建
秋田市茨島七丁目13番6号
児 玉 登志典
秋田県知事許可（般-24）第80446号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年2月15日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
平成29年3月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
キバ水道株式会社
秋田市桜一丁目16番17号
代表取締役 相 原 博 元
秋田県知事許可（般-28）第4936号
- (3) 処分の内容
消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年2月23日付けで消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
平成29年3月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
夏井建設
秋田市牛島南一丁目14番7号
夏 井 忠 則
秋田県知事許可（般-25）第80585号
- (3) 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年2月23日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
平成29年3月6日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
越後板金
潟上市天王字上江川47番地425
越 後 英 彦
秋田県知事許可（般-24）第40515号
- (3) 処分の内容
屋根工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実

平成29年3月3日付けで屋根工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。